

## 総合戦略の計画期間の延長について

### 1. 現状

第2期東白川村総合戦略は、令和元年度末に第1期の総合戦略の計画期間が終了し、さらなる人口減少対策に取り組むため、令和2年度から令和6年度の5年間に講ずる具体的な施策を定めるものとして策定した。

### 2. 計画期間延長理由

#### (1) 国の基本構想の見直し

令和7年度は、国から今後10年間を見据えた基本構想「地方創生2.0」の方向性が提示される予定である。本村としては、基本構想を参考に早期に計画の見直しを行うため。

#### (2) 総合戦略と総合計画の一体的な管理

総合計画と総合戦略は整合性があり、内容が重複している部分も多い。東白川村第6次総合計画の計画期間は令和5年度から令和12年度の8年間であり、上記の国の方向性、また総合計画の内容も踏まえ、第3期東白川村総合戦略を令和8年度から令和12年度までの5年計画で策定することにより、双方の計画期間を同期間としていく。これにより、計画の整合性が取れ、また計画の策定作業や進捗管理、効果検証、改訂等で別々に作業を実施する必要がなくなるため、業務の効率化、委託業務のコストを削減できる。

### 3. 計画期間延長方針

#### (1) 総合戦略の基本目標・事業の見直し

基本的な考え方、基本目標等は延長前の「第2期東白川村総合戦略」を継続することとする。また、総合戦略の基本目標に対する数値目標及び各施策におけるKPIについては、基本的な方向性を引き継ぎ、原則として変更しないが、累積値を目標としている場合等は、計画期間の延長を加味し見直し行う。

#### (2) 新規事業等について

新たに推進すべき重点施策や地方創生推進交付金の対象となる事業等がある場合は、必要に応じて追加等を検討していく。